**暴力団排除に関する誓約書**

令和　　年　　月　　日

　斜里郡小清水町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私（個人の場合はその者を、法人の場合はその法人又はその法人の役員をいう。※法人の役員には、その役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　下記の該当の有無を確認するために、貴職から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

　（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

　（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

　（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

　（８）暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者

２　１（１）から（８）までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。

３　下請契約等の相手方が暴力団等であると知ったときは、当該下請契約等を解除します。

４　自己又は下請契約等の相手方が暴力団から不当な要求を受けた場合は、小清水町長に報告し、警察に通報します。